

派遣型救急ワークステーションの設置について

栃木市消防本部

1 背景

平成3年の救急救命士制度発足以降、救急救命士の処置範囲は拡大し、現在は医療従事者として明確に位置付けされ、社会的期待と責任は年々高まっている。しかしながら、救急救命士の処置範囲拡大が進むのに反して、救急救命士の再教育病院実習が恒常的に実施できていないのが現状である。

2 目的

今後、高度化する救急業務に対応するため、救急救命士をはじめとする救急業務に携わる職員を対象とした「生涯教育体制の確立」を図るとともに、複数傷病者や悪天候によるドクターヘリ出動不可時の重症傷病者に対する医師の現場出動に対応することにより、「救命率の更なる向上」を図るため、派遣型救急ワークステーションの設置を導入するものである。

3 派遣型救急ワークステーションとは

医療機関に救急車と共に3名の救急隊員を派遣し、救急隊員の知識や技術を向上させる教育の拠点であり、派遣された救急隊員は、医師や看護師から指導を受けながら、救急処置の実習や、救命処置の補助を行うものである。

実習中に救急要請があった場合は、救急隊員の教育を目的に、状況に応じて医師や看護師が救急車に同乗し、救急隊の活動内容に対する指示、助言を行うものである。

4 運用体制

新設された「とちぎメディカルセンターしもつが」を、救急救命士をはじめとする救急業務に携わる職員の教育拠点施設とし、消防本部の救急車と救急救命士を含む3名の救急隊員を派遣し、医師の指導に基づき病院実習を行い、必要に応じ災害出動にも対応する。

派遣時間は午前9時から午後5時までとし、通信指令課から出動指令があった場合は、病院実習を中断し救急出動する。医師が同乗する場合は、当該医師の指導を受けることができる。

5 期待される効果

救急救命士に課せられている再教育(2年間で128時間、内64時間は病院実習)に合わせて他の救急隊員にも、より高度な知識や技術を習得させる

ため、救急隊員及び救急車を病院へ派遣させることにより、救急隊員全体のスキルアップや救急救命士研修中における部隊編成の円滑化を図るものである。

また、研修中に重症事案が発生した場合、必要に応じて医師が救急車に同乗して現場へ出動することができ、救命率の向上にも繋がるものである。

(1) 市民への効果

- ・救急隊員が、医師や看護師から On the Job Training で教育を受けることにより、救急隊員の資質が向上し、救命率の向上及び後遺症の軽減につながる。
- ・安心して安全な救急サービスを受けられる。

(2) 救急隊への効果

- ・医師や看護師とのチーム医療により、院内スタッフと顔の見える信頼関係が構築でき、更なる連携強化を図ることが出来る。
- ・継続して研修することで、病態の経過を含めた総合的な研修ができ、救急隊全体のレベルアップにつながる。

(3) 医療機関への効果

- ・救急隊の技能等を把握し、適切な指示を出すことができる。
- ・医療機関と救急隊との連携した医療体制が確立することで、多数の傷病者が発生した災害時等でも円滑な対応が可能になる。

6 他市の状況

全国的には先進導入事例があるが、県内の消防本部では初めての試みである。

神奈川県 平塚市消防本部（派遣型）、藤沢市消防局（滞在型）

埼玉県 戸田市消防本部（派遣型）、西入間広域消防組合（派遣型）

新潟県 新潟市消防局（滞在型）、糸魚川市消防本部（派遣型）

7 今後の予定

今年度の救急救命士の病院実習が40日間あり、既に6月3日から開始している。救急ワークステーションの初回設置日は、6月28日（火）を予定しており、今後も救急救命士の実習予定日に併せて救急ワークステーションを設置する計画である。

問合せ 栃木消防本部警防課 救急管理係（担当 中村）

☎0282-22-0119（ダイヤル4）、FAX0282-22-6766